

29 練地地第 10038 号
平成 29 年 4 月 21 日

区民協働のあり方検討会議の設置

1 設置目的

区政改革の根幹に据えている「区民参加と協働」の具体的なあり方等について検討するため、「区民協働のあり方検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

2 所掌事項

検討会議は、つぎに掲げる事項を検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 地域に根差した区民の自発的な活動への区の側面支援のあり方に関する
こと
- (2) 組織の縦割りを超え、区民と区の協働を推進する体制づくりに関する
こと
- (3) その他、区民と区の協働を推進するために必要なこと

3 構成

- (1) 検討会議の委員(以下「委員」という。)は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

学識経験者および有識者	2 名以内
町会・自治会代表者	2 名
地区区民館運営委員会代表者	1 名
地域活動支援団体代表者	2 名
区民委員(公募)	4 名

- (2) 検討会議に座長および副座長を置く。
- (3) 座長および副座長は、委員の互選により選任する。
- (4) 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。
- (5) 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5 会議

- (1) 検討会議は、座長が招集する。

(2) 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 公開

検討会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

7 庶務

検討会議の庶務は、地域文化部協働推進課において処理する。